

金山地区のまちづくり推進コンサルティング業務委託

プロポーザル募集要領

1 趣 旨

名古屋まちづくり公社（以下、「公社」という）は、金山南ビル、金山総合駅連絡通路橋（以下「連絡橋」という）、アスナル金山の管理運営などを通じて、地域住民や商店街等と連携しながら金山地区のまちづくりに深くかかわってきた。

今後、金山地域では、金山駅北口周辺から市民会館・古沢公園街区までの大規模再開発の構想が具体化することが見込まれる。そうした再開発の動きを地域まちづくりに活かしていくため、ハード整備に加えて、地域の賑わいづくりや環境整備などソフト面でのまちづくり活動が不可欠であり、地域住民や事業者など地域が主体となって地域運営に取り組むエリアマネジメントの推進が必要と考える。

公社は、これまで培ったまちづくり事業のノウハウを金山駅周辺にある公共・半公共空間の活用に活かし、公社関連施設と合わせ、金山駅の南北一体となったまちづくりを推進するため都市再生推進法人の指定を受けることを目指すと共に、地域主体のエリアマネジメントにおいては、中核的な役割を担い、公社が行うまちづくり活動に地域の意向を反映しながら金山地区のまちづくりを推進していきたいと考えている。

そこで、円滑かつ効率的に計画づくりや推進体制の構築をするため以下のとおり支援業務を委託するもの。

2 概 要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名称 | 金山地区のまちづくり推進コンサルティング業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「金山地区のまちづくり推進コンサルティング業務委託仕様書」のとおりに従う |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで |
| (4) 契約上限金額 | 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 参加資格

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること

- (1) 名古屋市内に本社又は支店等を有する者であること。
- (2) エリアマネジメントに係る各種業務（まちづくり組織の支援、都市再生推進法人の指定手続き、都市計画策定等）を受託又は自ら実施した実績を有していること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

4 スケジュール

項 順	手続き等	日 時
1	参加申請書の受付	令和3年2月24日（水）午後5時まで
2	質問の受付	令和3年3月1日（月）午後5時まで
3	質問の回答	令和3年3月5日（金）
4	企画提案書等の提出	令和3年3月12日（金）午後5時まで
5	選定委員会（プレゼンテーション）	令和3年3月下旬
6	選定結果通知（契約候補者決定）	令和3年3月下旬
7	契約締結	令和3年3月下旬

5 事務局（担当部署及び問い合わせ先）

公益財団法人名古屋まちづくり公社 総務部 経営企画室

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル 5F

電話：052-222-2315

FAX：052-222-2339

Mail：kanayama.area@nup.or.jp

担当：亀井・田島

6 参加手続

（1）募集要領の配布

- ア 配布期間：令和3年2月24日（水）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

事務局で配布するほか、公社ホームページ(<https://www.nup.or.jp/>) からダウンロードできます。

（2）参加申請書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加申請書（様式 1）
- (イ) 会社概要書（様式 2）
- (ウ) 法人の登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- (エ) 決算書（直近 3 年分の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）

イ 提出期間

令和 3 年 2 月 24 日（水）午後 5 時まで

ウ 提出場所

「5 事務局」に同じ

エ 提出部数

各 1 部

オ 提出方法

持参又は郵送によるものとします。

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）

カ 参加資格がないと判断した場合は、令和 3 年 2 月 26 日（金）までに通知します。

(3) 業務委託仕様書の配布

「業務委託仕様書」は、(2) により参加申請書等を提出した参加申請者に対して、電子メールにて配布します。

(4) 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問事項がある場合は次のとおり提出してください。

ア 提出書類

質問票（様式 3）

イ 提出期間

令和 3 年 2 月 24 日（水）から 3 月 1 日（月）午後 5 時まで

ウ 提出方法

電子メールによるものとします。

件名は「金山地区のまちづくり推進コンサルティング業務委託に関する質問（事業者名）」としてください。また、必ず電話により着信確認をしてください。

エ 質問回答日

令和 3 年 3 月 5 日（金）

質問の回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、参加申請者全員に対して電子メールにより回答します。

オ 質問事項は、質問票 1 枚につき 3 問とし、簡潔かつ具体的に記載してください。また、質問票が 1 枚で足りない場合は質問票を適宜追加してください。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書等

- a 企画提案書の表紙（様式 4）
- b 業務実績（様式 5）
- c 本委託業務の実施体制（様式 6－1）
- d 責任者の実務経験（様式 6－2）
- e 企画提案書（様式自由）
- f 作業工程表（様式自由）
- g 見積書（様式 7）

イ 企画提案書等の記載事項

(ア) 業務実績について

業務実績は、本募集要領 3(2)に該当する業務について記載してください。

(イ) 本委託業務の実施体制並びに責任者の実務経験について

配置担当者の責任や役割、社内でのフォローアップ体制などの業務実施に関する体制や方針等を記載してください。また、コンソーシアムや協力事業者を置く場合はその役割等を記載してください。ただし、業務の主たる部分（合意形成コーディネートは除く。）については協力事業者で行わないようにしてください。

(ウ) 企画提案書について

様式自由。用紙は A 3 横で各テーマ 2 枚以内とし、以下のテーマについて提案してください。

テーマ 1	本仕様書に定める内容を基に、委託期間全体の作業方針と具体的な作業内容並びに自社の強み（エリアマネジメントに係るノウハウや業務実績等）を活かした公社が行う業務に対しての支援の考え方を提案してください。
テーマ 2	金山の現状や特性ならびに『金山駅周辺まちづくり構想(平成 29 年 3 月名古屋市)』を踏まえ、将来的に金山のまちづくりをどのように推進するべきか、そこに公社がどのように関わっていくかを自由に提案してください。

(エ) 作業工程表について

様式自由。用紙は A 3 横で令和 3 年度の必要な作業項目、作業行程等について記載してください。（令和 4 年度は参考）

ウ 企画提案書等の作成にあたっての注意事項

- (ア) 提案書類は、a～g の順に、A 4 縦長（e、f は A 3 横長）平綴じの上、下記提出部数を用意してください。
- (イ) 提案は、1 提案者につき 1 つのみとします。

(ウ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めません（公社から指示があった場合を除く。）。

(エ) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とします。

エ 提出期間

令和3年3月8日（月）から3月12日（金）午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

オ 提出場所

「5 事務局」に同じ

カ 提出部数

11部（正本1部 副本10部）

※企画提案書は、マイクロソフト社の「Word」「Excel」「PowerPoint」で作成し、電子媒体（CD-R等）に保存のうえ、1部を添付してください。

キ 提出方法

持参又は郵送によるものとします。

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）

ク 提出された企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、提案者に帰属することとします。ただし、公社情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となるほか、公社は企画提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(イ) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外の目的では使用しません。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しません。

(エ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

7 審査の手続き及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行います。評価は、「金山地区のまちづくり推進コンサルティング業務委託事業者審査委員会」（以下「審査会」という。）が行います。

(1) 審査の実施

ア 審査方法

(ア) 企画提案書等について、参加資格の確認及び評価基準(別紙1)による審査を実施します。

(イ) 参加資格の確認において不適と評価された応募者は失格とします。

(ウ) 審査会の選定結果（企画提案書等の評点の合計）を踏まえ、契約候補者を選定します。

イ プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 令和 3 年 3 月下旬

詳細については対象者に別途連絡します。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングは、審査をするのにあたり、企画提案書等について適切な評価を行うため、提案内容の確認や補足説明を主な目的として実施するものです。

(ウ) 出席者は、3 名以内（うち 1 名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、持ち時間は 1 者あたり 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）を予定しています。

(エ) 当日の資料は事前に提出された企画提案書に限定し、追加資料の配布は禁止します。

(オ) パワーポイントを使用する説明は可とします。使用する場合は、必ず事前に事務局に連絡してください。

(2) 契約者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約に向けた手続きを行います。

イ 契約候補者となることが出来る最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定します。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとします。

エ 提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

8 選定結果の通知・公表

全提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に、電子メールにて通知するとともに、契約候補者については公社ホームページにおいて公表します。

9 その他

(1) 無効となる提案

ア 次に該当する提案は無効とします。

(ア) 本要領に示した参加資格を有しない者の提案

(イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(ウ) 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(エ) 見積金額が本募集要領 2 (4)における契約上限金額を超える提案

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることが確認できた者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなったものは参加資格を有しない者に該当します。

(2) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とします。

(3) 本プロポーザルの提案者が公社から受領した書類等は、公社の了解なく公表又は使用できません。

ん。

- (4) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めません。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と公社が認めた場合はこの限りではありません。
- (5) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出ることとします。
- (6) 当該業務の受託者が重大な法令違反や不正行為を行った場合等、信頼関係が著しく損なわれた時には、契約を中途解約することがあります。